

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略）</p>	
<p>（てん補危険）</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 不動産に関する権利等の喪失（前3号の事由によるものを除く。）により取得した金額（以下「権利等喪失取得金」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 外国政府等による権利等喪失取得金の管理</p> <p>ニ 権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による権利等喪失取得金の没収</p>	<p>（てん補危険）</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 不動産に関する権利等の喪失（前3号の事由によるものを除く。）により取得した金額（以下「権利等喪失取得金」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 外国政府等による当該権利等喪失取得金の管理</p> <p>ニ 当該権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による当該権利等喪失取得金の没収</p>	
<p>（てん補責任額）</p>	<p>（てん補責任額）</p>	

<p>第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同条第1号の事由又は同条第2号若しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同条第1号の事由又は同条第2号若しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額と当該事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	
<p><u>（評価額の基礎とする書類）</u></p> <p>第4条 事故権利等について評価した額は、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書若しくはこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者（以下、公認会計士等）という。）が当該書類の適正性を保証したものに限る。）、又は当該書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類を基礎として算定するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第4条 <u>前条第1項</u>の事故権利等について評価した額は、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書若しくはこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者（以下、公認会計士等）という。）が当該書類の適正性を保証したものに限る。）、又は当該書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類を基礎として算定するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p><u>（取得のための対価の額に係る制限）</u></p> <p>第5条 不動産に関する権利等について第3条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該不動産に関する権利等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 第3条第1項<u>第2号若しくは第3号</u>又は第2項各号に規定する金額</p>	<p>第5条 不動産に関する権利等について第3条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該不動産に関する権利等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 第3条第1項<u>各号</u>又は第2項各号に規定する金額</p>	
<p><u>（取得金の送金不能に係る取扱い）</u></p>		

<p>第6条 日本貿易保険は、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号又は前条第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号又は前条第2号に規定する金額とみなして第3条第1項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>第6条 日本貿易保険は、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号又は前条第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号又は前条第2号に規定する金額とみなして第3条第1項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	
<p><u>(みなし取得金)</u></p> <p>第7条 前条の適用に関しては、被保険者が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>第7条 前条の適用に関しては、被保険者が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から2月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p>	
<p>(換算率)</p> <p>第32条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。</p> <p>一 （略）</p>	<p>(換算率)</p> <p>第32条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。</p> <p>一 （略）</p>	

<p>二 <u>第3条第1項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額、第5条に定める各金額又は第6条に規定する送金不能取得額の通貨が、第2条第1号の事由又は同条第2号若しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額の通貨と異なる場合は、次のイからニの各金額をそれぞれに定める日において当該事由又は当該損害の発生の直前に評価した額の通貨に換算して行い、算定された額を当該事由又は当該損害の発生の直前の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p> <p><u>イ 事由の発生の直後に評価した額 損害の発生の直前の日（第2条第1号の事由の場合は当該事由の発生の直前の日）</u></p> <p><u>ロ 回収した金額 回収した日</u></p> <p><u>ハ 第5条第3号に定める金額 本項に規定した日</u></p> <p><u>ニ その他の額 額が確定した日</u></p> <p>三 <u>第3条第2項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第5条に定める各金額の通貨が送金不能額の通貨と異なる場合は、次のイからホの各金額をそれぞれに定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金することができなかった日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号イに定める日）の前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p> <p><u>イ 取得のための対価の額 払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）</u></p> <p><u>ロ 当該送金不能額をもって支出した金額 支出した日</u></p> <p><u>ハ 回収した金額 回収した日</u></p> <p><u>ニ 第5条第3号に定める金額 本項に規定した日</u></p> <p><u>ホ その他の額 額が確定した日</u></p>	<p>二 <u>第3条第1項の直前に評価した額については、第2条第1号、第2号又は第3号の事由の発生直前の日、第3条第1項第1号の直後に評価した額については、第2条第1号、第2号又は第3号の事由の発生直後の日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p> <p>三 <u>第3条第1項第3号又は第2項第3号に規定する回収した金額については、回収を確認した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p>	
--	---	--

<p>3～7 （略）</p>	<p><u>四 第3条に規定する金額（前3号の金額を除く。）、第5条第1号及び第2号に規定する取得した金額若しくは取得し得べき金額又は第6条に規定する送金不能取得額については、その額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u></p> <p>3～7 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		